

グリーン調達基準書

2023年1月
大井電気株式会社

はじめに

大井電気は、当社の経営理念のもと、顧客・社会・時代から求められている環境配慮製品、環境負荷低減、資源使用量削減などの環境管理活動をより確実なものとするために、「ISO14001 環境マネジメント・システム」規格の認証を1998年11月に取得し、これに基づきあらゆる事業分野で環境保全活動に全社を挙げて自主的かつ積極的に取り組んでまいりました。

環境に配慮した製品を提供するためには、環境負荷の少ない資材の調達、すなわち「グリーン調達」が不可欠となります。このため大井電気では2004年8月に積極的な環境活動を行っている取引先様から、環境配慮型資材を調達することを目的とした「グリーン調達基準書」を制定し、その後の国内外法規制の動向等を踏まえ基準書を改訂しながら環境に配慮した資材調達活動を推進してまいりました。

グリーン調達を進めるうえで、取引先様とのパートナーシップは不可欠です。是非とも皆様方のご理解を賜り、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

目 次

- I. 環境への取り組み基本理念とグリーン調達の位置づけ
 - 1. 環境負荷低減（事業活動、製品）への取り組み
 - 2. 関係者とのパートナーシップによる環境負荷低減
- II. グリーン調達の考え方
 - 1. 目的と運用範囲
 - (1) グリーン調達の目的
 - (2) グリーン調達の適用範囲
 - 2. グリーン調達基準
 - 2.1 取引先様選定・評価基準について
 - (1) 環境管理への取り組み体制
 - (2) 製品設計、製造工程、納入資材に対する環境保全への配慮状況
 - 2.2 納入資材に含有される環境リスク化学物質の取り扱い
 - (1) 環境リスク物質の区分と取り扱い
 - (2) 環境リスク化学物質リストの改定

I. 環境への取り組み基本理念とグリーン調達の位置づけ

大井電気は、「豊かな自然環境の保護・存続を使命とし、技術革新に努め、生産活動を通じて、広く社会に貢献する」を経営理念としています。そして、「環境に優しい製品で、お客様に安心と信頼を」をスローガンに、下記の環境方針を掲げ、製品の開発から生産・納品・アフターサービスまでの全ての事業活動において、環境負荷の少ないものになるよう活動を行っています。活動重点事項として、製品のグリーン化、省エネ、省資源、リサイクル化推進等に努めています。

《環境方針》

私たちは経営理念を実践するため、以下の環境基本方針を遵守する。

1. 環境保護および汚染予防を考慮した事業活動を展開し、社会へ環境配慮製品とサービスを提供する。
2. 環境に関わる法規制、自主規制、その他の要求事項を遵守し、環境リスクの低減に努める。
3. 環境活動の運営状況を常に監視し、環境マネジメント・システムを継続的に改善する。

1. 環境負荷低減（事業活動、製品）への取り組み

持続可能な循環型社会の実現に寄与するためには、事業活動、製品が果たす環境負荷低減の役割が極めて大きくなっております。このため、資材調達、製造、流通、客先での使用、廃棄に至る全ライフサイクルで、下記の観点から環境に配慮した活動を進めております。

- ① 資源の有効活用
- ② エネルギーの効率利用
- ③ 環境リスク化学物質による汚染回避

2. 関係者とのパートナーシップによる環境負荷低減

環境負荷低減を図るために、関係者とのパートナーシップにより、次の事項を推進します。

- ① 環境負荷の小さい商品、部品、材料を積極的に採用する（グリーン購入、グリーン調達の推進）
- ② 積極的な製品環境情報開示により、環境配慮製品の普及に寄与
- ③ 廃棄物発生の最少化（リデュース）、リユース容易化、およびリサイクル容易化

II. グリーン調達の考え方

1. 目的と運用範囲

(1) グリーン調達の目的

大井電気では、環境と調和する事業活動を展開し、環境に配慮した製品をお客様にお届けします。また、環境負荷を継続的に低減し、低炭素社会あるいは脱炭素社会、循環型社会、生物多様性を保全する自然共生社会を含む、持続可能な社会の実現を目指します。

(2) グリーン調達の適用範囲

この基準は、大井電気に納入していただく全ての資材（以下、「納入資材」という※1）の調達活動に適用します。

※1. 納入資材には、製品に組み込まれる生産材（原料、材料、部品、ユニット、梱包材料）や、製造工程で使用される間接材料（薬品、設備などのうち、製品に付着する可能性がないもの）を含みます。

2. グリーン調達基準

2. 1 取引先様選定評価基準について

大井電気ではこれまでの『Q：品質』、『C：価格』、『D：納期』、等の調達基準に加えて、『E：取引先様の環境への取り組み』を調達基準の1つと位置付け、環境取り組み度の高い取引先様から優先してお取引を進めていきます。『E：取引先様の環境への取り組み』に関する選定評価基準は下記の通りです。

(1)環境管理への取り組み体制

- ① IS014001 の第三者認証取得による環境マネジメント・システムを構築していること。
- ② IS014001 等の第三者認証を未取得の場合は、以下の全てを満たしていること。
 - a) 環境活動に対する「企業理念」「方針」「自主基準・目標」「方針・目標達成のための実行計画」がある。
 - b) 環境活動に関する管理責任者、組織、委員会等を設置し、環境負荷低減目標を持った適切な環境管理を行っている。
 - c) 環境保全、労働安全、化学物質管理に関する法令・規制等を遵守している。
 - d) 環境活動に関する取り組みについて内部監査の仕組みがある。
 - e) 以下の項目について、環境保全への積極的な取り組みがなされている。(仕組みがあり自主基準の適用により評価を行っている)
 - (i) エネルギー管理
 - (ii) 廃棄物管理
 - (iii) 化学物質管理
 - (iv) 環境リスク管理
 - (v) 製品アセスメント
 - (vi) 環境保全に関する教育
 - (vii) 温室効果ガス排出管理と削減活動
 - f) 環境保全に関する緊急事態への対応、方法が明確化されている。

(2)製品設計、製造工程、納入資材に対する環境保全への配慮状況

以下の観点から製品アセスメントを実施していること。

(当社へ製品アセスメントの結果について、開示をお願いすることがあります)

- ①資源の有効活用
 - a) 資源の使用に配慮していること。
 - (i) 水、森林、金属など天然資源の節約
 - (ii) 製造時における投入資源の削減
 - (iii) 梱包材料の削減
 - (iv) 製造時における排出物削減及び廃棄物発生の最小化
 - b) 再使用化を配慮していること。
 - (i) 再使用容易化
 - (ii) 長寿命化
 - c) リサイクル可能性を配慮していること。(再生材の利用、部品の再利用)
 - d) 分解性、破碎処理容易化などの処理・処分容易性を配慮していること。
 - e) 環境リスク化学物質(詳細は後述)使用の制限または管理していること。
- ②エネルギーの効率利用
 - a) 納入資材の全ライフサイクル(製造、輸送工程など)についてエネルギーの最少化を図ること。
 - b) 納入資材そのものの消費電力・待機電力等エネルギー効率の改善を図ること。
- ③環境リスク化学物質により環境影響への配慮
 - a) 会社・事業所における化学物質の適正管理と排出を抑制していること。
 - b) 製品に含有される化学物質の適正管理と国内外の法規制等へ対応していること。
 - (i) 日本の化審法、労働安全衛生法、水質汚濁防止法
 - (ii) EUのRoHS指令(RoHS2)、REACH規則
 - (iii) 顧客要求等により進める大井電気の自主規制
- ④温室効果ガス排出量の削減
 - a) エネルギー起源(燃料の燃焼で発生・排出される二酸化炭素)のCO2排出量削減に配慮していること。
 - b) 非エネルギー起源(工業プロセスの化学反応、廃棄物の焼却で発生・排出される二酸化炭素)の温室効果ガス排出量削減に配慮していること。

2. 2 納入資材に含有される環境リスク化学物質の取り扱い

大井電気で定める環境リスク物質を管理すると共に、大井電気への納入資材に含有される環境リスク物質の含有調査を行い、資材の環境負荷低減を図ります。

(1) 環境リスク物質の区分と取り扱い

グリーン調達「環境リスク物質」とは、各取り扱い基準に引用している法により規制される物質であり、取り扱いの基準は以下の3つのレベルに区分し定義しています。

① レベルⅠ「含有・付着禁止物質」：

人の健康、又は生態系への影響が著しい物質で、日本国内の法規、又は大井電気の自主規制の対象で使用が禁止されているもの。

【対象となる法規】

- a) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
第1種特定化学物質で製造・使用が禁止されている物質
- b) 労働安全衛生法（安衛法） 製造が禁止されている物質
- c) オゾン層保護法で定められたオゾン層破壊物質
- d) 水質汚濁防止法で地下水質基準が設定されている有機塩素系化学物質

② レベルⅡ「削減物質」：

レベルⅠに該当しない物質で、国内外の法規、又は大井電気の自主規制の対象であり、含有量の削減を進めるべきもの。

【対象となる法規】

- a) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
第2種特定化学物質
- b) 労働安全衛生法（安衛法） 届出の必要な物質
- c) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）
特定第1種化学物質

③ レベルⅢ「定量的把握物質」：

レベルⅠ、レベルⅡに該当しない物質で、含有量の把握が必要なもの。

【対象となる法規】

- a) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）
第1種指定化学物質
- b) 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法） 温室効果ガス
- c) 大気汚染防止法

※「環境リスク物質」は、今後の知見の拡大・更新や法規制動向により、その内容が変化するものですので、最新の情報を常に監視し納入製品に適用するよう御願いたします。

※当社事情により上記「環境リスク物質」にない物質でも含有量調査を依頼する場合があります。その場合は改めて別途調査を依頼します。

(2) 製品含有化学物質に関する情報伝達

製品含有化学物質は、JAMP（アーティクルマネジメント推進協議会）の製品含有化学物質管理ガイドラインなどに沿った共通形式による、製品含有化学物質情報の開示・伝達を実施します。

以上

この件に関するお問合せは以下にお願い致します。

大井電気株式会社 資材部